

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	1
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）〔附則第三条関係〕	18
スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）〔附則第四条関係〕	20
構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）〔附則第五条関係〕	23

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条・第一条の二</u>）</p> <p>第二章～第四章 （略）</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条 第<u>五十五条の二</u>）</p> <p>第六章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p><u>第一条の二</u> 地方公共団体における教育行政は、<u>教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</u></p> <p>（組織）</p> <p>第三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>）</p> <p>第二章～第四章 （略）</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条 第<u>五十五条</u>）</p> <p>第六章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（組織）</p> <p>第三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第</p>

都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては六人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては三人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 (略)

2 (略)

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(罷免)

第七条 (略)

2 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数)

六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては六人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第三項及び第七条第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては三人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 (略)

2 (略)

3 委員の任命については、そのうち三人以上(前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。)である者が含まれるように努めなければならない。

(罷免)

第七条 (略)

2 地方公共団体の長は、委員のうち何人も所属していなかつた同一の政党に新たに三人以上(第三条ただし書の規定により委員の数を三人とす

の者が既に所属している政党に新たに所属するに至つた委員があるときは、その委員を直ちに罷免するものとする。

3 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に所属する委員の数が委員の定数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）になるように、当該地方公共団体の議会の同意を得て、委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた委員を罷免することはできない。

（削除）

4 委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

（解職請求）

第八条 （略）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員

る町村にあつては、二人以上）の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、一人）をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

3 地方公共団体（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村を除く。）の長は、委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

4 地方公共団体の長は、委員のうち二人（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、一人）がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 委員は、前四項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

（解職請求）

第八条 （略）

2 地方自治法第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第

会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。

（服務等）

第十一条（略）

2～5（略）

6 委員は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

（指導主事その他の職員）

第十九条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3～9（略）

（職務権限の特例）

二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。

（服務）

第十一条（略）

2～5（略）

（新設）

第十九条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて所要の職員を置く。

3～9（略）

（新設）

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）

二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）

2| 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（事務処理の法令準拠）

第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たつては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

（事務の委任等）

第二十六条 （略）

2| 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（新設）

（事務処理の法令準拠）

第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前二条の事務を管理し、及び執行するに当たつては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

（事務の委任等）

第二十六条 （略）

（新設）

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に
関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の
職員の任免その他の人事に関する事。

五 次条の規定による点検及び評価に関する事。

六 第二十九条に規定する意見の申出に関する事。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属す
る事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校そ
の他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職
員等」といふ。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させる
ことができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の
規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務）
同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含
む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に
関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなけれ
ばならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し
学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助）

2 教育長は、前項の規定により委任された事務その他その権限に属する
事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その
他の教育機関の職員に委任し、又はこれらの職員をして臨時に代理させ
ることができる。

第二十七条 削除

（新設）

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十四条第二号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(任命権者)

第三十七条 (略)

2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十六条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

(市町村委員会の内申)

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

(任命権者)

第三十七条 (略)

2 前項の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六条第二項の規定にかかわらず、この法律第二十六条の規定によるものとする。

(市町村委員会の内申)

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

(新設)

委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 | 市町村委員会は、教育長の助言により、前二項の内申を行うものとする。

4 | 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第一項又は第二項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（初任者研修に係る非常勤講師の派遣）

第四十七条の四 市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市

2 | 市町村委員会は、教育長の助言により、前項の内申を行うものとする。

3 | 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第一項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（初任者研修に係る非常勤講師の派遣）

第四十七条の四 市（指定都市を除く。以下この条において同じ。）町村

(以下「指定都市」という。)を除く。以下この条において同じ。)町
村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一
項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中
学校、高等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法
第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。))のみを置く
ものに限る。(又は特別支援学校に非常勤の講師(高等学校にあつては
、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。))を勤務させる
必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員
会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 4 (略)

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言、援助)

第四十八条 (略)

2 (略)

一 三 (略)

四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会
、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催
すること。

五 十一 (略)

3 4 (略)

(是正の要求の方式)

第四十九条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に

の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項
の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学
校、高等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第
四十四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。))のみを置くも
のに限る。(又は特別支援学校に非常勤の講師(高等学校にあつては、
定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。))を勤務させる必
要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会
の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 4 (略)

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言、援助)

第四十八条 (略)

2 (略)

一 三 (略)

四 校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に
関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

五 十一 (略)

3 4 (略)

第四十九条及び第五十条 削除

関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

(文部科学大臣の指示)

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

(文部科学大臣の通知)

第五十条の二 文部科学大臣は、第四十九条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行ったときは、遅滞なく、当該地方公共団体(第四十九条に規定する指示を行ったときにあつては、当該指示に係る市町村)の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。

(新設)

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務(都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。)の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あら

(新設)

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。

4 (略)

5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務(都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。)の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あら

はじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。この場合において、当該事務が第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならぬ。

6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。

8 市町村の議会は、第六項の議決をする前に、当該市町村委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、第六項の要請に係る事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは、「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四

はじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

6 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは、「市町村教育委員会」と読み替えるものとする。

条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長」と読み替えるものとする。

10| 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、」と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「とあるのは「同条第三項中」とする。

(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

2| 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(組合に関する特例)

第六十条 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育

(新設)

(新設)

(組合に関する特例)

第六十条 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育

委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

- 2| 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合を設ける場合において、当該組合を組織する地方公共団体のうち、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、その自ら処理する第二十三条に規定する事務のすべてをその長が管理し、及び執行することとしたものには、教育委員会を置かない。

- 3| 第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、その処理する第二十三条に規定する事務のすべてをその管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は長が管理し、及び執行するものとしたものには、教育委員会を置かない。

- 4| 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育委員会が置かれているときは、当該地方公共団体の議会は、地方自治法第二百九十條、第二百九十一條の十一、第二百九十一條の十四第五項又は第二百九十一條の十五第三項の議決をする前に、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、この限りでない。

- 5| 総務大臣又は都道府県知事は、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百

委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

（新設）

- 2| 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育委員会が置かれているときは、当該地方公共団体の議会は、地方自治法第二百九十條、第二百九十一條の十一、第二百九十一條の十四第五項又は第二百九十一條の十五第三項の議決をする前に、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

（新設）

- 3| 総務大臣又は都道府県知事は、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百

八十四条第二項の許可の処分又は同条第二項、第三項、第五項若しくは第六項の許可の処分をする前に、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該組合（当該都道府県が加入しないものに限る。

）が処理することとなる第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

6| 第二十三条に規定する事務の一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育委員会の委員は、第六条の規定にかかわらず、その組合を組織する地方公共団体の教育委員会の委員と兼ねることができる。

7| 地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、都道府県委員会の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同条第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項から第五項まで及び第九項の規定を準用する。

8| 地方自治法第二百九十一条の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第五十五条第八項の規定を準用する。この場合において、当該要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知しなければならない。

9| 地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府

八十四条第二項の許可の処分又は同条第二項、第三項、第五項若しくは第六項の許可の処分をする前に、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

4| 第二十三条に規定する事務の一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育委員会の委員は、第六条の規定にかかわらず、その組合を組織する地方公共団体の教育委員会の委員と兼ねることができる。

5| 地方自治法第二百九十一条の二第二項の規定により、都道府県が、都道府県委員会の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同条第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項から第六項までの規定を準用する。

(新設)

(新設)

県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同法第二百九十一条の二第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項、第三項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「とあるのは、「同条第三項中」と読み替えるものとする。

10| 地方自治法第二百九十一条の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第五十五条第八項の規定を準用する。

11| 前各項に定めるもののほか、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定めをすることができる。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場

6| 前各項に定めるもののほか、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定めをすることができる。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項に規定する文部科学大臣の指示を

合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第五十三條第二項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

受けて行うものに限る。）、第五十三條第二項の規定により処理することとされている事務、第六十条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第六項（第六十条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	（略）
（略）	都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）	都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	（略）
（略）	都道府県が第四十八条第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合において、第四十八条第三項に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）	都道府県が第四十八条第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合において、第四十八条第三項に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）

	<p>の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。) 、 第五十三条第二項 (第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により処理することとされている事務、 第六十条第五項の規定により処理することとされている事務 (都道府県委員会) の意見を聴くことに係るものに限る。) 並びに第五十五条第九項 (同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。) において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務</p>
	<p>することとされている事務、 第六十条第三項の規定により処理することとされている事務 (都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。) 並びに第五十五条第六項 (第六十条第五項において準用する場合を含む。) において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務</p>

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）

（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（計画の策定） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。</p> <p>4 都道府県及び第十八条第二項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長）は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 第三項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計</p>	<p>（計画の策定） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。</p> <p>4 都道府県及び第十八条第二項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。</p> <p>（新設）</p>

画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(スポーツ振興審議会等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ振興審議会等」という。)は、第四条第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会(当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。)の諮問に依りて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行つ。

6 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関する必要な事項については、条例で定める。

(体育指導委員)

第十九条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)

(スポーツ振興審議会等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ振興審議会等」という。)は、第四条第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に依りて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4 (略)

(新設)

5 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関する必要な事項については、条例で定める。

(体育指導委員)

第十九条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する

は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 （略）

（審議会への諮問等）

第二十三条 国又は地方公共団体が第二十条第三項又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第四条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうものとする。

3 （略）

（審議会への諮問等）

第二十三条 国又は地方公共団体が第二十条第三項又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第四条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会がスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2）10（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2）10（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>夜間課程を置く 高等学校における 学校給食に関する 法律（昭和三十一年法律第百五十七号）</p>	<p>（略）</p>	<p>夜間課程を置く 高等学校における 学校給食に関する 法律（昭和三十一年法律第百五十七号）</p>	<p>（略）</p>
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律</p>	<p>第二十七条の二</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>（略）</p>
<p>和三十一年法律</p>	<p>都道府県知事（学校設置会社）（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二</p>	<p>都道府県知事（学校設置会社）（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

第百六十二号)

12・13 (略)	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)			
	(略)			
	(略)		都道府県委員会	
	(略)		都道府県委員会(学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)	項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。()の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、そ

12・13 (略)	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)			
	(略)		(新設)	
	(略)		(新設)	
	(略)		(新設)	

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、そ

それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

			夜間課程を置く 高等学校におけ る学校給食に関 する法律	(略)
			地方教育行政の 組織及び運営に 関する法律	第二十七条の 二
			事	都道府県知 事
			都道府県知事（学校設置 非営利法人（構造改革特 別区域法（平成十四年法 律第八十九号）第十三 条第二項に規定する学校 設置非営利法人をいう。 以下この条において同じ 。）の設置する私立学校 に関する事務にあつては 、同法第十三条第一項の 規定による認定を受けた 地方公共団体の長）	都道府県委員 会
			都道府県委員会（学校設 置非営利法人の設置する 私立学校に関する事務に あつては、同項の規定に よる認定を受けた地方公	都道府県委 員会

それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

			夜間課程を置く 高等学校におけ る学校給食に関 する法律	(略)
			(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)

5 (略)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校(学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下この条において同じ。)の校舎その他の施設(以下この条及び別表第十九号において「学校施設」という。)及び当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四條第一項に規定する公の施設(以下この項において単に「公の施設」という。)の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校施設及び公の施設の一体的な利用(学校施設を学校教育の目的以外の目的に使用することを含む。)又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校施設については、同法第二十八条の規定は、適用しない。

5 (略)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校(学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下この条において同じ。)の校舎その他の施設(以下この条及び別表第十九号において「学校施設」という。)及び当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四條第一項に規定する公の施設(以下この項において単に「公の施設」という。)の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校施設及び公の施設の一体的な利用(学校施設を学校教育の目的以外の目的に使用することを含む。)又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校施設については、同法第二十八条の規定は、適用しない。

